

第9回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

事業報告

新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年5月1日～2026年4月30日)

ANYCOLOR株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①. 取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会を、全取締役の3分の1以上を独立社外取締役が占めるよう構成し、監督機能を強化する。
 - b. コーポレート・ガバナンスに関する取組みが効果的に機能するために、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置する。
 - c. 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動をとることができるように、コンプライアンス規程を定める。
 - d. 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実につき社内通報窓口又は社外通報窓口（弁護士）へ通報することができる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
 - e. 取締役会の事務局を設置し、①必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、②取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
 - f. 取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する。
- ②. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従い、適切に記録、保存、管理する。
- ③. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - b. 内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役C E Oに報告する。
- ④. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務

執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。

- b. 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会のほか随時に取り締役の大多数で構成する会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。
- ⑤. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
 - b. 内部監査担当者は、監査等委員会・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。
- ⑥. 当社及び子会社におけるコーポレート・ガバナンスの適正化に関する体制
 - a. 当社は、子会社の業務の適正化を確保するため、子会社に対する経営の指導、支援、管理、必要に応じた監察、記録を行う。
 - b. 監査等委員会は、子会社のコンプライアンス体制に問題や改善の必要があると認めるときは、当社経営会議及び当社取締役会において意見を述べるとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。
 - c. 監査等委員会は、必要なときに子会社の調査を行い、問題があると認めたときは、取締役会に対し報告するとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。
- ⑦. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - a. 監査等委員会が必要と判断し求めた場合には、監査等委員会の職務を補助する取締役または使用人を速やかに設置する。
 - b. 補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査等委員会の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査等委員会が協議を行う。
- ⑧. 監査等委員会への報告に関する体制その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席する。
 - b. 監査等委員会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
 - c. 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

- d. 子会社の取締役、監査役、使用人は、子会社における法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したとき、又はコンプライアンス違反の疑いのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に対し報告する。また、報告を受けた監査等委員会は、当社の関係部署へ伝達するとともに、状況の把握及び対策の提言を行う。
 - e. 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会議事録のほか、業務執行に関わる記録及び稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
 - f. 監査等委員会は、内部監査担当者からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出す。
 - g. 監査等委員会に報告した者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いを行った者は、就業規則等に基づき、懲戒等の処分に付されることがある。
 - h. 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じる。
- ⑨. 反社会的勢力排除に向けた体制
- a. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
 - b. 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①. 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（うち1名は社外取締役）及び監査等委員である取締役3名（全員社外取締役）の計6名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制を整えております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

取締役会の構成員の氏名は、機関の長（議長）として代表取締役ＣＥＯの田角陸、その他の構成員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）釣井慎也、有富丈之、及び監査等委員である取締役前川俊策、山岡佑、丸山祐子であり、有富丈之、前川俊策、山岡佑、丸山祐子は社外取締役です。

②. 監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員3名（常勤監査等委員は1名、監査等委員は全員社外取締役）で構成されております。監査等委員会はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務遂行の監査を行っております。常勤監査等委員は、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使の他、経営会議等の重要な会議への出席等実効性のある監視を行っております。非常勤監査等委員は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施しております。なお、監査等委員会においては月次にて常勤監査等委員が日常で行っている監査結果について報告し、必要事項の決議を行っております。

また、監査等委員会は、会計監査人や内部監査担当者と随時情報交換や意見交換を行う等、密接な連携をとり監査機能の向上を図っております。

監査等委員会の構成員は、前川俊策、山岡佑、丸山祐子であり、前川俊策、山岡佑、丸山祐子は社外取締役です。また、委員長は、常勤監査等委員前川俊策が務めております。

③. 指名報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能に対し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、独立性・客観性の向上と説明責任を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。委員は3名以上で、取締役会が選

定し、その過半数は独立社外取締役でなければならないものとしております。

指名報酬委員会は、代表取締役ＣＥＯである田角陸と、独立社外取締役である有富丈之及び前川俊策の３名の委員で構成されており、委員長は独立社外取締役である有富丈之が務めております。

④. 経営会議

経営会議は、当社代表取締役ＣＥＯ、取締役（社外取締役を除く。）、常勤監査等委員及び執行役員、また必要に応じて代表取締役ＣＥＯが指名する者で構成されており、原則週１回以上、定期的に開催しております。経営会議では、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。また、必要に応じて常勤監査等委員からの意見聴取を行っております。

経営会議は、代表取締役ＣＥＯの田角陸が議長となり、各執行役員、オブザーバーとして常勤監査等委員、また必要に応じて代表取締役ＣＥＯによって指名された者により構成されております。

⑤. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から適時適切な監査を受けております。

⑥. 執行役員制度

当社では、経営の意思決定・監査機能と業務遂行機能の分離及び迅速な業務遂行のために、執行役員制度を導入しており、現在は６名の執行役員がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務遂行を行っております。執行役員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされております。

⑦. 内部監査

当社は、当社の内部監査を行うため、内部監査室（内部監査室長１名で構成）を設置しております。内部監査担当者は、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役ＣＥＯへ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。また、内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

⑧. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制や適切なガバナンスの整備及びその万全な運用のため、取締役、経営管理部長、各部のコンプライアンス担当の従業員から構成されるコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、その定例会を四半期に1回開催しており、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備及び運用状況について協議を行っております。

株主資本等変動計算書

(2025年5月1日から)
(2026年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
				繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	449	2,821	2,821	18,696	18,696	△0	21,968	21,968
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	7	7	7				14	14
剰 余 金 の 配 当				△4,123	△4,123		△4,123	△4,123
当 期 純 利 益				14,091	14,091		14,091	14,091
自己株式の取得						△4,999	△4,999	△4,999
新株予約権の行使	5	5	5				11	11
当 期 変 動 額 合 計	13	13	13	9,967	9,967	△4,999	4,994	4,994
当 期 末 残 高	463	2,835	2,835	28,664	28,664	△4,999	26,963	26,963

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産 主として個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物は定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～20年
工具、器具及び備品	4年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① ライブストリーミング領域

主にYouTubeにおけるライブ配信動画を中心とした動画配信活動を行っております。

ライブストリーミング領域における収益は、Super Chat、YouTubeメンバーシップ、Google AdSense収益の3つで構成されています。

Super Chat収益は、YouTubeが提供するサービスであり、YouTubeのライブ配信におけるチャット機能のうち、ユーザーが有料課金を行う

ことで当該ユーザーのコメントが目立つように固定表示される機能です。

当社は、Super Chat機能が利用されたライブ配信時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

YouTubeメンバーシップ収益は、YouTube上でのサービスの一つであり、ユーザーが一定の月額料金を支払うことによってYouTubeチャンネルのメンバーとなり、メンバーシップに加入したユーザー向けの限定動画、その他のアイテム等のメンバーシップ限定の特典を得られる制度です。

本制度では、利用期間に応じて履行義務が充足されることから、当該期間・時点で収益を認識しております。

Google AdSense収益は、当社所属VTuberのYouTube上の動画を閲覧しているユーザーが、YouTube上に流れる広告を閲覧することにより、収益の一部をGoogle LLCから受領することによる収益です。

当社は、ユーザーが広告を閲覧した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ライブストリーミング領域における3つの収益のうち、Super Chat収益とYouTubeメンバーシップ収益については、Google LLCへの手数料を控除したネット金額を受領しておりますが、財務諸表上の収益にはSuper Chat収益とYouTubeメンバーシップ収益の総額を計上し、費用にGoogle LLCへの手数料を計上しております。Google AdSense収益については、Google LLCからの受領額（ネット金額）を収益に計上しております。

通常の支払期限については、主として各種履行義務の充足時点から1ヶ月以内に受領しております。

② コマース領域

当社がIP（Intellectual Property：知的財産）を有するVTuberのオリジナルグッズや音声を録音したデジタル商品（以下商品等）の販売を行っております。

コマース領域では、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、これらの商品等の販売は主として委託販売及び卸販売により行われております。

委託販売では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定

める代替的な取扱いを適用し、商品等の販売において、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

卸販売では、商品等を引き渡す一時点において、顧客が当該商品等に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、共催イベントの企画商品等については、共催比率を乗じた金額を当社の収益として認識しております。

通常の支払期限については、主として上記の収益の認識時点から２ヶ月以内に受領しております。

③ イベント領域

当社所属のVTuberが出演する、音楽をはじめとしたイベントを主催しております。

当社は、イベントの開催時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、共催イベントについては、共催比率を乗じた金額を当社の収益として認識しております。

イベント領域に係る収入は、主としてイベントの開催時点より１年以内に受領しております。

④ プロモーション領域

プロモーション領域の収益は、主にタイアップ広告、ＩＰライセンス、メディア出演の３つで構成されております。

タイアップ広告収入は、顧客企業の商品やサービスを動画等によりVTuberがプロモーションを行うもので、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ＩＰライセンス収入は、当社が保有する当社所属VTuberに関するＩＰ（Intellectual Property：知的財産）を顧客企業の商品やサービスに使用許諾を行うというもので、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

メディア出演収入は、当社に所属するVTuberがテレビ、ラジオ、雑誌、インターネット配信その他の顧客企業のメディアに出演するもので、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

通常の支払期限について、ＩＰライセンス収入は契約に基づく権利の確

定時点から、タイアップ広告収入及びメディア出演収入は契約上の条件が履行された時点から、主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務	期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
-----------	---

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

棚卸資産の評価

当社は、棚卸資産の評価基準について、営業循環過程から外れた一定の期間を超えて保有する棚卸資産について、帳簿価額を切り下げた価額をもって、貸借対照表価額としております。

この度、営業循環過程から外れた棚卸資産の販売サイクルを評価するための十分な期間のデータが蓄積されたことから、当事業年度末より、個別品目ごとに最終仕入日等から期末日までの経過期間を算出し、経過期間が一定期間以上となる棚卸資産については当該経過期間に応じた一定の評価減割合を適用し、段階的かつ規則的な帳簿価額の切り下げを行う評価方法へ変更しております。

この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の売上原価が1,810百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	2百万円
短期金銭債務	5百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	19百万円
仕入高	11百万円
営業取引以外の取引高	－百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	61,128,029株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払総額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月11日 取締役会	普通株式	1,984百万円	32.50円	2025年4月30日	2025年7月15日
2025年12月10日 取締役会	普通株式	2,138百万円	35.00円	2025年10月31日	2026年1月14日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年6月10日 取締役会	普通 株式	利益剰余金	2,398百万円	40.00円	2026年4月30日	2026年7月13日

(3) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,177,106株

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 209,700株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。
また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は主に本社オフィス及びスタジオの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務について、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。 ((注)参照)

	貸借対照表計上額(百万円)	時 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
敷金	545	407	△137
資 産 計	545	407	△137

※ 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (2026年4月30日)
関係会社株式（非上場株式）	37

非上場株式については、市場価格がないことから時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2026年4月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	－	407	－	407
資産計	－	407	－	407

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	171百万円
未払事業税及び特別法人事業税	250百万円
資産除去債務	88百万円
棚卸資産評価損	916百万円
未払法定福利費	25百万円
その他	51百万円
繰延税金資産合計	1,505百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産の純額	1,505百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ライブストーリー ーミング領域	コマース領域	イベント領域	プロモーショ ン領域	その他 領域	合計
顧客との契約から 生じる収益	5,601	38,092	4,087	7,874	26	55,681
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への 売上高	5,601	38,092	4,087	7,874	26	55,681

※その他領域には、中国でのVtuberビジネス等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,922百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,301百万円
契約負債（期首残高）	215百万円
契約負債（期末残高）	453百万円

契約負債は主にファンクラブの年間プランなどの前受金であり、収益の認識に伴って取り崩されます。当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは215百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年超の重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	449円75銭
(2) 1 株当たり当期純利益	231円61銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。